

「感覚器障害戦略研究」研究リーダー募集要項

平成19年9月3日
財団法人テクノエイド協会

1. 感覚器障害戦略研究の概要

感覚器障害戦略研究は厚生労働科学研究費補助金感覚器障害研究事業において、本年度開始する研究プロジェクトです。

戦略研究とは、研究の成果目標と研究の方法及び、研究実施の事務・支援等を行う実施団体を定めた上で、研究者を公募・組織して進める研究事業です。

本年6月25日に開催された第39回厚生科学審議会科学技術部会において、感覚器障害戦略研究で実施する2つの研究課題及びその研究方法と、財団法人テクノエイド協会(以下、「協会」といいます。)が感覚器障害戦略研究の実施団体となることが了承されました。

今後、研究課題ごとに研究リーダーを定めた上で、詳細な研究実施計画の策定と研究実施体制を確立し、研究を進めることとなります。

2. 研究リーダーの募集

協会は、研究課題ごとに感覚器戦略研究の研究リーダーを本募集要項に従い募集します。研究リーダーは研究課題を実施します。

協会は、応募された申請を総合的に評価し、厚生労働省と協議の上、研究リーダーを決定します。

決定された研究リーダーは、協会の支援の元に、詳細な研究計画の策定と研究実施体制を構築し、研究を進めます。

3. 研究課題

研究リーダーを募集する研究課題は、「聴覚障害児の療育等により言語能力等の発達を確保する手法の研究」及び「視覚障害の発生と重症化を予防する手法に関する介入研究」の2課題です。

(1) 聴覚障害児の療育等により言語能力等の発達を確保する手法の研究

1) 状況(背景)

- ・聴覚障害児の一部に言語発達の遅れがみられる。この場合、学習に困難を生じるなど、児の十全な能力の発揮が妨げられるおそれがある。
- ・言語発達は、療育の開始時期や内容、障害の発見時期、人工内耳の実施時期、その他の要因について関連が指摘されているが、十分に解明されていない。

2) 研究内容

- ・聴覚障害児(0～15歳)の言語発達(手話を含む)の言語発達を評価
- ・併せて保健・医療・福祉・教育その他の状況を把握し、言語発達との関連を分析
- ・分析で明らかになった介入項目により介入研究を実施

(2) 視覚障害の発生と重症化を予防する手法に関する介入研究

1) 状況(背景)

- ・高齢化の進展等に伴い、視覚障害をきたす眼科疾患が増加。
- ・一方、視覚障害の発生と重症化を予防する手法については、喫煙や食生活などについて発症との関連が指摘されているものの、十分に解明されていない。

2) 研究内容

- ・地域住民の眼科的状況を評価
- ・併せて眼科以外の医学情報、生活習慣、受診動向等を集積し、眼科的状況との関連を分析(すでに過去に眼科的状況について調査した地域において実施)
- ・分析で明らかとなった介入項目により介入研究を実施

4. 研究期間

厚生労働科学研究費補助金取扱規定第9条第1項の規定に基づく交付基準額の通知後の実際に研究を開始する日から、当該年度の実際に研究が終了する日までとします。年度の成果を評価した上で、評価結果に基づき次年度の実施を決定します。最長で平成23年度末まで実施します。

5. 対象経費

研究リーダーは、協会が提示した金額を上限に、「厚生労働科学研究費の手引」(厚生労働科学研究費補助金)に従い、研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費を申請することができます。なお、間接経費は認められません。

なお、感覚器障害戦略研究には、平成19年度は全体で2億円の経費が認められています。

6. 流動研究員

協会は、感覚器障害戦略研究を促進するため、流動研究員を雇用し、研究の遂行に必要な業務に従事させることができます。研究リーダーと相談の上、採用・配置します。

7. 選考

応募された申請書は、以下のような観点から、外部者により組織された委員会で総合的に選考します。

応募の状況によりヒヤリングを行うことがあります。

(研究リーダー選考の観点)

- (1) 当該分野における研究状況の理解(特に疫学的手法を用いた研究状況の理解)
- (2) 研究課題と関連するこれまでの研究実績(特に大規模調査に関する実績)
- (3) 大規模研究を実施する実行力

- (4) 研究体制および研究計画の実現性
- (5) その他

8. 応募に関する諸条件等

(1) 応募資格者

次のア及びイに該当する者としてします。

ア. 国内の試験研究機関等に所属する研究者

イ. 研究計画の遂行(研究成果のとりまとめ、補助金の適正な執行を含む。)に関して全ての責任を負い、外国出張その他の理由により長期にわたってその責務を果たせなくなる、或いは定年等により退職し研究機関を離れること等の見込みがない者

不適正経理に伴う補助対象からの除外について

研究者が不適正経理を行ったことを理由に、平成16年度以降、補助金適正化法第17条第1項の規定に基づき、当該事業の全部又は一部を取り消された場合については、それぞれ一定期間、当該研究者は本補助金の交付の対象外となります。

(分担研究者が不適正経理を行った場合は、分担研究者のみが本補助金の交付対象外となります。また補助金適正化法で定める他の補助金等において不適正経理を行った場合も上記に準じて取り扱います。)

(2) 応募形態

個人でご応募ください。

(その際、可能であれば研究体制案を示してください。ただし、研究リーダーに決定後、相談の上修正することがあります。)

(3) 所属機関の長の承諾

研究リーダーを務めることについて所属機関の長の承認を得てください。なお、承諾書の提出は研究リーダ決定後に準備していただくこととなります。

(4) 運営委員会

協会は、有識者による感覚器戦略研究に係る運営委員会を設置します。運営委員会は感覚器戦略研究の実施全般を審議します。感覚器戦略研究は運営委員会の決定に基づき運営されます。

(5) 補助金の機関による経理

補助金の管理及び経理の透明化及び適正化を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、所属機関の長に委任してください。

(6) 経費の混同使用の禁止

他の経費（研究機関の経常的経費又は他の補助金等）に本補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできません。

(7) 研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点

各府省が定める以下の法律・省令・倫理指針等を遵守してください。

疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号）

臨床研究に関する倫理指針（平成15年厚生労働省告示第255号）

(8) 応募に当たっての留意事項

1) 提出期間

平成19年9月3日（月）～9月28日（金）

受付時間は9:30-12:00及び13:00-17:00とし、土・日・祝日の受付は行いません。

郵送での提出も認めます。簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とし、封書宛名左下に赤字で「感覚器障害戦略研究」と記入してください。

なお、最終日までの消印も有効としますが、提出期間内にできるだけ到着するよう余裕をもって投函してください。

2) 提出先

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 4階
財団法人テクノエイド協会 感覚器障害戦略研究推進部宛

3) 提出部数

別紙「感覚器障害戦略研究」研究リーダー応募申請書により、18部（正本1部、正本の写し17部）提出してください。

9 . 説明会

以下の日程で説明会を開催します。

説明会に参加を希望される方は、9月19日（水）までに下記に御連絡ください。

日時：平成19年9月21日（金）13:00～

場所：財団法人テクノエイド協会 TEL（03）3266-6880

FAX（03）3266-6885

E-mail senryaku@techno-aids.or.jp